

# 令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震への対応について

令和4年5月1日発行 No. 2

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

## (1) 被災住宅修理支援事業のお知らせ

【問い合わせ先】総務課消防交通係 内線1106・1107

川俣町では、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により住宅に被害を受けた被災者の皆さまに対しまして、町が発行した罹災証明書を基に以下の支援事業を実施します。

### 1 住宅応急修理事業

対象者：地震のために住宅が半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では修繕工事を行うことができない方又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した方であつ世帯主

修繕内容：屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分について緊急に応急的に行う修理

支援内容：半壊以上 59万5千円まで。 準半壊 30万円まで。

※ 修繕を実施する場合は、川俣町が修理業者と契約し支払います。

(詳しくは、総務課消防交通係までお問い合わせください。)

申請受付期限：令和4年5月31日

修理完了期限：令和4年6月15日

【ご用意いただくもの】

- ・罹災証明書
- ・修繕工事の内容が確認できる書類（見積書等）
- ・印鑑
- ・施工前の写真

### 2 一部損壊住宅修理支援事業

対象者：地震のために住宅が準半壊に至らない程度の損傷（一部損壊）を受け、自らの資力では修繕工事を行うことができない方で、修繕工事費の支払いを完了した世帯の世帯主

修繕内容：屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分について緊急に応急的に行う修理

支援内容：修理費20万円以上の場合に10万円

申請受付及び修理完了期限：令和4年9月30日

【ご用意いただくもの】

- ・罹災証明書
- ・修繕工事を実施したことが確認できる書類（見積書、請求書、領収書等）
- ・施工前、施工中、施工後の写真または施工内容証明書
- ・印鑑

## (2) 災害見舞金支給のお知らせ 【問い合わせ先】保健福祉課地域福祉係 内線1403

令和4年3月16日発生 of 地震により、町から罹災証明書を発行された方は、災害見舞金が支給されますので、保健福祉課（4番窓口）まで申請してください。

【持参物】罹災証明書、通帳、印鑑